平成２９年（フ）第３３号
新潟県南魚沼市川窪1228番地３
債務者　山崎　勝一
１　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽677番地１　パインズ・ビラ302号
債務者　村山　良太
１　決定年月日時　平成29年９月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
岡山県倉敷市白楽町292番地１
債務者　白神　　南
１　決定年月日時　平成29年９月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目10番地12（メゾンカンダ305号）
債務者　村上　直己
１　決定年月日時　平成29年９月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
愛知県豊川市伊奈町南山新田14番地11
債務者　今津由梨亜（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月６日午後２時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１５７号
北海道旭川市東鷹栖東１条３丁目137番地の34
債務者　庄司　裕美（旧姓山森）
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６５０号
大阪府吹田市片山町１丁目14番１号（205）
債務者　山名　まり（旧姓永安）
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０号
沖縄県沖縄市宮里２丁目11番１号　パークサイド川上303
債務者　翁長サナエ（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１３０号
愛知県蒲郡市三谷町西畑35番地19　メゾン三谷102
債務者　竹内　靖子
１　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１４５号
愛知県豊川市新道町１丁目２番地　諏訪住宅２街区４棟708号、従前の住所愛知県豊川市四ツ谷町２丁目35番地　フレグランス四ツ谷Ａ棟101号
債務者　小林　　綾（旧姓吉崎）
１　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１４１号
岡山県倉敷市児島上の町４丁目14番18―３号
債務者　阿部　庸代
１　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８６号
東京都東大和市清原１丁目１番地33―109号
債務者　細川ひとみ
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７９８号
東京都八王子市横川町43番地11
債務者　町田かおり
１　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２８年（フ）第８５８号
千葉県船橋市大穴北４丁目20番13号
破産者　石原　　勇
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７６号
千葉市若葉区若松町531―586　アメニティ21　306号室、開始決定時の住所千葉市若葉区若松町2072番地102
破産者　永井　祥太
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８２号
千葉市花見川区作新台３丁目20番３号
破産者　岡野　　聖
１　決定年月日　平成29年９月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係